

Practical guide to IFRS

IFRS第9号の分類および測定モデルに対する限定的修正

December 2012

目次:

背景.....	2
現行 IFRS 第9号の 主要な概念の解説.....	2
改訂アプローチ ー 公開草案における 主な提案.....	4
次のステップ.....	13
付録.....	14

2012年11月、国際会計基準審議会 (IASB) は、国際財務報告基準 (IFRS) 第9号「金融商品」(2010年) に対する限定的な修正を提案する公開草案を公表しました。当実務ガイドは、改正案の主な内容とその影響を現行のIFRS第9号における金融商品の分類および測定モデルと比較する形で要約しています。

概要

- IASBは、2009年11月に金融資産の分類および測定モデルに関わるガイダンスを公表し、その後、2010年11月に金融負債および金融商品の認識中止に関わるガイダンスを公表することで当フェーズを完了しました。これらを合わせてIFRS第9号「金融商品」(2010年) (以下、「IFRS第9号」) となります。
- 資産として保有される負債性金融商品のIFRS第9号に基づく分類は、それらを管理する企業の事業モデルとそれらの契約上のキャッシュ・フローの評価によって決まります。この一般原則は、本公開草案において変わっていません。ただし、これら2つの要件の適用に関して一部の分野が明確化されました。
- 本公開草案によるIFRS第9号からの重要な変更点には、負債性金融商品の分類における第3の区分(「その他の包括利益を通じて公正価値で測定」)の導入、現在の償却原価区分に適切な事業モデルの明確化、契約上のキャッシュ・フロー・テストの明確化、限定的修正と経過措置の改訂の結果から派生した修正が含まれます。IFRS第9号の適用範囲、金融資産として保有される資本性金融商品の分類および測定モデル、金融負債、ならびに混合金融資産(組込デリ

バティブを含む金融商品)のモデルなどのその他の分野に変更はありません。

- 本公開草案が公表された理由は、(1)IFRS第9号の公表後に生じた実務上の問題に対処する、(2)保険プロジェクトとの相互関係を考慮に入れる、(3)米国財務会計基準審議会 (FASB) の分類および測定モデルとの主要な相違点を減らすことです。
- IASBの本公開草案のコメント募集期間は、2013年3月28日までです。IASBは、フィードバックを受け取った後、2013年末までに本公開草案を最終化する予定です。ただし、本公開草案による修正はIFRS第9号のその他のフェーズ(すなわち、減損およびヘッジのフェーズ)が完了するまで適用されません。本公開草案では、唯一の例外として、金融負債の「自己の信用リスク」に関わる規定の早期適用を容認することが提案されています。
- 本公開草案が基準として採択された場合、金融商品を保有するすべての企業に影響すると考えられますが、なかでも銀行や保険会社への影響が大きいと考えられます。そのため、当実務ガイドには、特にこれらの業界に関連する具体的な設例と見解を含めました。



背景

金融危機の真只中で、IASBとFASBは金融商品モデルに関わる共同の取り組みに着手しました。IASBは、国際会計基準(IAS)第39号を置き換えるプロジェクトを加速させることを決定し、当プロジェクトを「分類および測定」、「減損」、「ヘッジ」という3つの主要なフェーズに分けました。マクロ・ヘッジは、これとは別のプロジェクトと考えられています。IASBは、IAS第39号を置き換えるプロジェクトの第1フェーズの一部(金融資産の分類および測定)を2009年11月に完了し、2010年11月に金融負債の分類および測定を完了させました。

2011年12月に、IASBはIFRS第9号を修正し、その発効日を2015年1月1日以後開始する事業年度に延期する修正を行いました(当初の発効日は2013年1月1日)。この修正は、IASBによる残りのフェーズ(減損およびヘッジ)の完了予定の延期および保険プロジェクトの遅れによるものです(詳細な情報については、Straight away 77「IASB delays IFRS 9 effective date(IASBがIFRS第9号の強制適用日の延期を発表)」(2011-12-19日付)を参照してください)。

また、IASBは、2011年末に、IFRS第9号の分類および測定モデルに対する限定的な修正の検討を行うことを決定しました。その理由は以下のとおりです。

- IFRS第9号をすでに適用しているか、または適用の準備をしていた、さまざまな法域の関係者から提起された懸念に対処するため。フィードバックは概ね肯定的でガイダンスは運用可能とみなされていたが、特定の金融商品/ポートフォリオに関連して懸念が提起された。
- 保険プロジェクトの審議の大幅な進展を受けて、IFRS第9号と保険プロジェクトとの相互関係を考慮に入れるため。
- FASBとIASBモデルの間の相違点を減らして両モデルをより近づけることができるかを検討するため。

IASBは、公表済みのIFRS第9号をすでに適用しているまたは適用準備を進めている企業における混乱を最小限に抑えるため、当プロジェクトの範囲を限定することに合意しました。それ以来、IASBとFASBは共同で当プロジェクトに取り組んでいます。本公開草案で提案されている負債性金融商品に対するアプローチは概ねコンバージェンスしたのとなっています(ただし、当プロジェク

トのその他すべての面でコンバージェンスしているわけではありません)。IASBとFASBの提案の比較については、付録1を参照してください。IASBの本公開草案は、2011年のFASBとの合同の取り組みの一環として行った再審議の成果です。

本公開草案についてのIASBに対するコメントは、2013年3月28日が期限となっています。IASBは、2013年末までにIFRS第9号を最終化することを目標としています。IFRS第9号の発効日は引き続き2015年1月1日となっていますが、IFRS第9号の改定に関する全フェーズの完了時期によっては、発効日を延期する可能性があることをIASBは示唆しています。一方、取り組むべきいくつかの論点が残っているFASBは、2013年第1四半期に金融商品の分類および測定のすべての側面に関わる公開草案を公表する予定です。

当実務ガイドは、分類および測定に関連する限定的修正のみを取り扱うものであり、減損またはヘッジは取扱っていません。

PwCの見解: IASBの公開草案は2012年第4四半期に公表されており、FASBの公開草案は2013年第1四半期に公表される予定です。公開草案公表の時期が異なっていることや両公開草案のコメントレターの募集期間が年次報告に関わる繁忙期の全てまたは大半の期間と重なる見通しであることから、これらの公開草案へのコメント提出を計画している企業にとってはコメント提出が難しくなる恐れがあります。そのため、修正案によって重要な影響を受けることが予想される利害関係者は、早めに今からでも修正案の評価を開始すべきでしょう。

現行IFRS第9号の主要な概念の解説

本セクションでは、現在公表されているIFRS第9号の主要な概念について改めて解説します。これは、IFRS第9号のいくつかの主要な領域に対する限定的修正を説明する際の基礎として役立つものです。IFRS第9号の会計モデルが変更されていない領域(適用範囲、資本金金融商品、金融負債、および混合金融資産の会計処理等)については、現行IFRS第9号のモデルを取り扱っている「金融商品の会計処理に関する実務ガイド08」を参照ください。

分類および測定モデル—負債性金融商品

分類モデル

金融資産が負債性金融商品の場合、経営者は、次の2つの要件がともに満たされているかどうかを検討しなければなりません。

- 事業モデル・テスト: 企業の事業モデルの目的は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することである。
- 契約上のキャッシュ・フロー・テスト: 資産の契約上のキャッシュ・フローが、元本および利息の支払のみを表している。

これらのテストがともに満たされる場合、金融資産は償却原価測定区分となります。2つのテストがともに満たされない場合、金融資産は純損益を通じて公正価値で測定されることになります。

テストがともに満たされた場合であっても、経営者は金融資産を純損益を通じて公正価値で測定するものに指定することができます。ただし、こうした指定が認められるのは、この指定によって測定または認識の不整合(「会計上のミスマッチ」)が低減または除去される場合のみです。

事業モデル・テスト

現在、IFRS第9号は、すべての金融資産を、金融資産を管理する企業の事業モデルに基づいて、償却原価または公正価値で事後測定することを要求しています。企業の目的が契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することである場合、償却原価測定に適切となるための最初の要件を満たすことになります。満期前に金融商品のいくばくかの売却または譲渡を行う場合でも、このような事業モデルと不整合とならない場合もあります。

しかし、ポートフォリオから稀とはいえない回数の売却が行われる場合には、経営者は、そうした売却が、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有するという目的と整合しているかどうか、また、どのように整合しているかを検討しなければなりません。何回の売却が「稀」に当たるのかについての明確な規準(bright line)はありません。そのため経営者は、検討する際に事実および状況に基づいて判断を用いる必要があります。

さらに経営者は、事業モデルの要件をどのレベルに適用するかを決定する際にも判断を用いる必要があります。レベルの決定は、企業が事業をどのように管理しているかに基づいて行われなければなりません。すなわち、レベルの決定は個別の資産レベルで行われるものではありません。このように企業の事業モデルは選択の問題ではなく、個々の金融商品に関する経営者の意図に基づくものでもありません。それは、企業が管理されている方法や情報が経営者に提供される方法によって観察することのできる事実の問題です。

事業モデル・テストは、当公開草案において提案されている限定的な修正の主な変更点であることにご注意ください。次のセクションで、提案されている変更点について検討します。

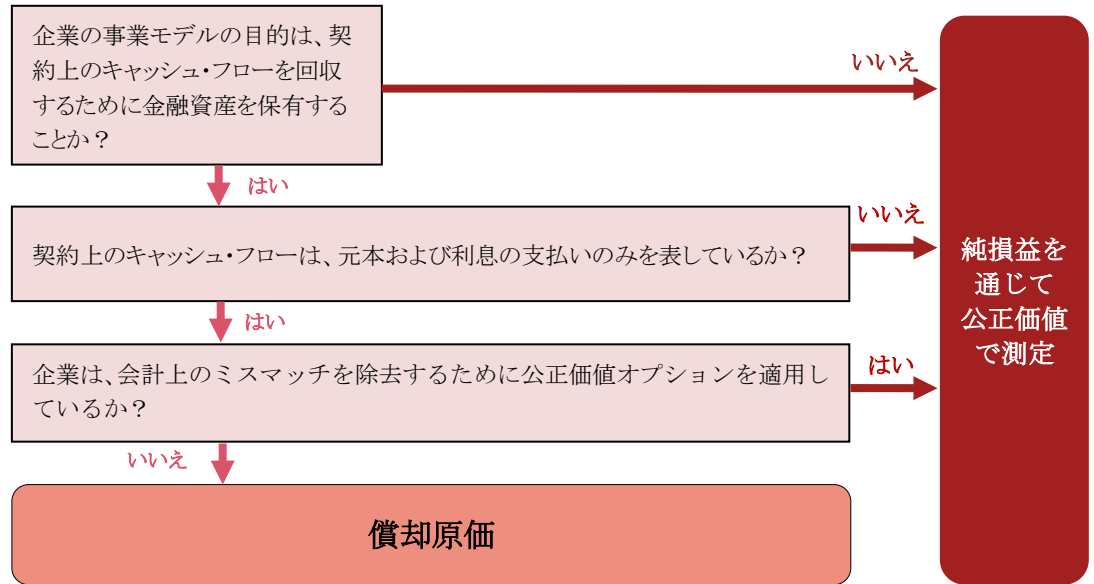
契約上のキャッシュ・フロー・テスト

金融資産が償却原価測定に適切であるために現行のIFRS第9号のモデルの下で満たされなければならないもう1つの条件は、金融資産の契約条件により、「元本および元本残高にかかる利息の支払のみ」(または、「SPPI」)であるキャッシュ・フローを特定の日に発生させることです。この場合において、利息は、特定の期間における元本残高に関する貨幣の時間価値および信用リスクの対価と定義されます。

この条件を満たすためには、契約上のキャッシュ・フローにレバレッジがあってはなりません。レバレッジは契約上のキャッシュ・フローの変動性を高めるものであり、結果的に利息の経済的特徴を有していないこととなります。

契約上のキャッシュ・フロー・テストは、当公開草案において提案されているもうひとつの主な変更点であることにご注意ください。次のセクションで、提案されている変更点を検討します。

図 1 - IFRS第9号に従った負債性金融商品に対する投資に関するモデルの概要



発効日および経過措置

IFRS第9号の発効日は2015年1月1日であり、早期適用が認められています。しかしながら、当基準はまだEUにおける適用の承認を受けていません。一部の例外事項を除き、IFRS第9号の要求事項は、一般に、適用開始日時点で保有している金融資産および金融負債に遡及的に適用されます。当基準を適用する際に要求される特定の開示があるのに加え、企業がIFRS第9号の適用を選択した時期に応じて比較情報に関連する特定の要求事項があります。

当公開草案では経過措置に対する変更も提案されており、これについて以下で説明します。

改訂アプローチ - 公開草案における主な提案

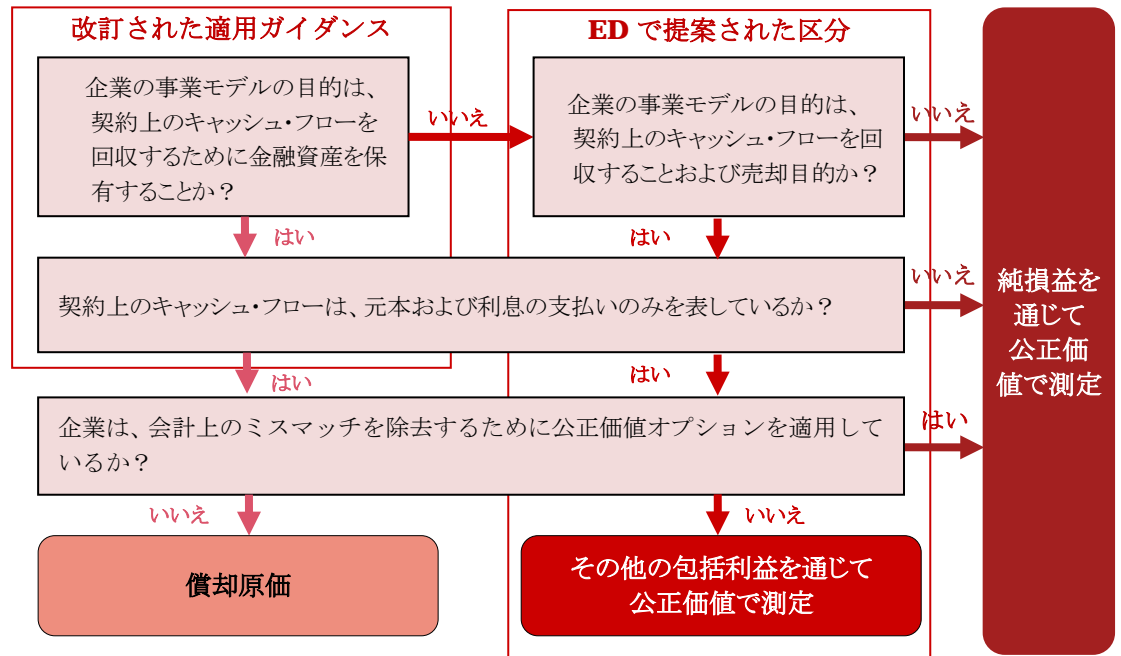
IASBの意図は、IFRS第9号に対する変更点を限定的なものとするものでした。これは多くの企業がすでに早期適用しているか、早期適用を検討していることを考慮したためです。当公開草案で提案されている重要な修正は、以下のとおりです。

- 負債性金融商品に対する投資に関する第3の区分の導入: その他の包括利益を通じて公正価値測定

- 償却原価区分に適切な事業モデルの明確化 (ただし、契約上のキャッシュ・フローも満たされている場合)
- 契約上のキャッシュ・フローについて金融商品の期間にわたり元本および利息の間に「変更された経済的関係」がある場合の、当該金融商品についての契約上のキャッシュ・フロー・テストの明確化
- その他の領域に対する限定的修正の結果として派生した修正 (例: 分類変更に関するガイダンスおよび公正価値オプション)
- 経過措置に対する、最終基準が公表された時点で改訂IFRS第9号のすべてのフェーズ (当公開草案、減損およびヘッジ) を同時に適用することを要求するための改正 (すなわち、今後、段階的な適用は禁止される)。ただし、企業は、金融負債についての「自己の信用リスク」に関わる規定についてのみ早期適用することが認められる。

これらの改訂案およびその影響については、以下のように説明されます。また、次の図は、当公開草案で提案されている負債性金融商品に対する投資に関する改訂されたモデルを要約したものです。

図 2 - 当公開草案における負債性金融商品に対する投資に関するモデルの概要



負債性金融商品について、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分の導入

負債性金融商品に対する投資の分類および測定に「その他の包括利益を通じて公正価値で測定」という第3の区分が導入されます。この決定は、FASBとのコンバージェンスに向けての重要なステップであり、また、一部の金融機関が提起した懸念を軽減するために検討されました。

この区分の導入にあたり、IASBは現在、負債性金融商品に対する投資の分類および測定に関する事業モデルを次のように定義しています。

- **償却原価***：契約上のキャッシュ・フローを回収するための負債性金融商品に対する投資で構成される。
- **その他の包括利益を通じて公正価値で測定 (FV-OCI)***：契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有するためおよびそれらを売却するための両方の目的で管理される負債性金融商品に対する投資で構成される。
- **純損益を通じて公正価値で測定 (FV-PL)**：償却原価またはFV-OCIで測定されない負債性金融商品に対する投資で構成される。

* 契約上のキャッシュ・フロー・テストを満たしていることが条件

PwCの見解：FV-OCI区分の導入により、企業が、利息収益を生じさせるために負債性金融商品に投資しているものの、価格が有利であると考えられる場合や、企業の正味リスク、デュレーション、または流動性ポジションを定期的に調節もしくはバランスを再調整する必要がある場合に売却することもあるという、実務上の現実を認めることが意図されています。これら採用可能な2つの潜在的価値の実現への筋道があるため、両審議会は、公正価値および償却原価の情報の双方ともに財務諸表の利用者がこの区分の商品に関する将来キャッシュ・フローを予測する上で役立てるのに有用であると判断しています。金融機関は、その保有する金融資産ポートフォリオがこの新しいFV-OCIの事業モデル(回収および売却のための保有)もしくは償却原価のビジネスモデル(回収のための保有)により合致するか、また、残余区分であるFV-PL区分に該当するかを決定するために、全体的な事業目的を慎重に評価する必要があります。これらのポートフォリオに関する事業モデルは多種多様である可能性があるため、個々のポートフォリオ

に関する要素を評価するためには判断が必要とされます。

FV-OCI区分は、財政状態計算書では公正価値の帳簿価額を示すことになり、損益への影響は、あたかも資産が償却原価で測定されたかのようになります。公正価値の変動は、OCIで認識され、資産が売却された時点でリサイクルされます。利息収入および減損は、償却原価に対するものと同じ手法を用いて認識されることとなります。同様に、外国為替換算利得および損失も、当該金融商品が償却原価で測定されているかのように扱うこととなります。

PwCの見解： 金融サービス部門の観点から第3のFV-OCI区分案に寄せられた当初のフィードバックには、賛否両論があるようです。これは、現行のIFRS第9号をどのように適用するか(すなわち、企業が次のセクションで説明されるような、IFRS第9号のもとでの判断を伴うポートフォリオをどの区分に分類するか)についての現在の考え方に起因するものです。しかし、当該業界の観点に影響を与えるその他の検討事項には、以下が含まれます。

- なかにはバーゼルIIIで提案されている新しい規制について懸念する銀行もあります。バーゼルIIIでは、規制資本を算出する際にその他の包括利益で認識された損失を考慮することとなります(従前は、一部の法域においては考慮されていませんでした)。このように、銀行業界は、規制の観点から特定のポートフォリオを償却原価で測定するものに分類することを選択しており、FV-OCIを好意的にとらえていないようです。IFRS第9号がFV-OCI区分を組み込んだ場合に、規制当局が規制上のアプローチを再検討するかどうかはまだ不明です。
- 保険業界の観点からは、FV-OCI区分にもっと多くの金融資産を含めるべきだというフィードバックがありました。これは、保険プロジェクトにおける基準案が、保険負債の割引率に起因する変動のOCIへの計上を要求することになるためです。しかしながら、保険負債に対応して保有されるその他の資産(デリバティブまたは投資不動産など)における公正価値の変動は、純損益に認識され、それにより会計上のミスマッチが発生します。

純損益を通じて公正価値測定する区分は、事実上、償却原価測定区分、またはその他の包括利益を通じて公正価値測定する区分に適格でない金融商品の「残余区分」になります。

IASBによって提案されている事業モデルの要件は、FASBの提案するアプローチと概ね整合していると考えられます。

事業モデル・テストの評価方法の明確化

何が償却原価区分に適格となるか、およびどの時点での売却ならばキャッシュ・フローを回収するためにポートフォリオを保有しているということを妨げないかという質問が、企業がIFRS第9号の適用準備を進めている時に提起されました。その結果、IASBは、どの種類の活動がこの区分に適格になるかについて、意図しているところを明確にしました(契約上のキャッシュ・フロー・テストに従うことを条件とします)。これらの限定的な修正の一部として、IASBは、IFRS第9号の適用指針を改訂し、追加的な例を提供しました。ポートフォリオに関する事業モデルを評価する際に考慮すべき要素の例は、以下のとおりです。

- 資産が管理されている方法
- 業績が評価される方法
- 管理者にどのように報酬が与えられるのか
- 売却の過去の頻度、時期および数量
- 売却の理由(信用の質の悪化など)
- 将来における売却活動に関する予測

当公開草案は、金融資産の信用度が悪化して、当該資産がもはや企業の文書化した投資方針に合致しなくなったことによる売却は、償却原価の事業モデルと整合すると指摘しました。その他の理由により発生した売却でも、そうした売却が稀である(たとえ多額であっても)、または少額である(たとえ頻繁であっても)場合には、償却原価の事業モデルと整合する可能性があります。

PwCの見解： 売却の「重要性」は、純損益に対する影響に関して測定されるべきではないというのがPwCの理解です。たとえば、企業は大きな利得を得ることとなる1回限りの金融資産の売却を行う可能性があります。しかし、企業の事業モデルが利回りを最大化するために金融資産を売却することでないならば、それが純損益に重要な影響を及ぼすという理由では事業モデル

ル・テストを満たさないというわけでは必ずしもありません。さらに、本公開草案は、売却の重要性は個々にではなく合計して考慮しなければならないと指摘しています。

どの区分が最も適切かを評価する際には判断が要求されますが、それは負債性金融商品に対する投資のポートフォリオに関する事業モデルによります。この区分は常には明確でないかもしれません。さらに、企業が負債性金融商品に対する投資に関する事業モデルについて確信をもって判断できない場合、デフォルトの区分はFV-PLとなります。いくつかの設例を次に示します。

PwCの見解: どのようなポートフォリオがIFRS第9号における償却原価に適切かについて金融機関は異なる見解を有していた可能性がある、というのがPwCの理解です。一部の金融機関は売却についてより幅広い解釈をして、ほとんどの銀行の流動性ポートフォリオは償却原価に適切であると結論付けていました。その一方で、売却について厳格な見方をして、多くのそのようなポートフォリオは償却原価の事業モデルを満たさないと結論付けた金融機関もありました。

企業の理解の出発点が、企業が当公開草案の提案を支持するかどうかを決定付けているようです。IASBは、どの売却が償却原価モデルに合致するのを妨げないかということに関して厳格な見方をとるつもりだというのがPwCの理解です。さらに、FV-OCI区分に関する提案が最終的に最終基準に含まれるか否かにかかわらず、IASBは、売却に関するガイダンスを明確にし、一部の流動性ポートフォリオが結果的に償却原価に適切にならないことを明確にするつもりであると述べています。

さらに、IASBは、事業モデルの明確化はただ単に第3の測定区分を提示することや公正価値測定の使用を増やしたり減らしたりすることではないと指摘しています。むしろ、主な目的は、企業の目的に応じて、保有する金融資産についての関連情報の提供を確保することです。そのため、現在、区分がどのように「定義」されているかを考慮すると、ポートフォリオの管理について多様な活動を行っている金融機関は、3つの区分のすべてで該当する金融資産を有する可能性が高くなります。

設例:

次の設例は、主として本公開草案から抜粋されたものであり、金融機関の事業モデル・テストを検討する際に有用でしょう。

設例1ー「非常事態ストレスケース」のシナリオにおける流動性ポートフォリオの売却

銀行は、あるポートフォリオの中で金融資産を保有しており、当該ポートフォリオは稀にしか発生しないと考えられている「ストレスケース」のシナリオにおける流動性ニーズを満たすものです。流動性がストレス状況下にある場合以外での売却は見込まれません。売却を余儀なくされる場合に実現される資金の額が流動性ニーズを満たすのに十分であることを確保するため、銀行はポートフォリオにおける当該金融資産の公正価値を監視しています。この場合(すなわち、「ストレスケース」が稀にしか発生しないと考えられる場合)、銀行の事業モデルは、契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として金融資産を保有することです。

それとは対照的に、銀行が日常的な流動性ニーズを満たすためにポートフォリオの中に金融資産を保有しており、それが経常的で重要な売却活動を伴う場合、その目的は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有することではありません。

さらに、銀行が資産に流動性があることを実証するために、規制当局から経常的にポートフォリオの中の大量の金融資産を売却することを要求されている場合、銀行の事業モデルは、契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的に保有することではありません(第三者によってこの要件が課せられているという事実は、当分析と関連しません)。

後者の例は、保有および売却を行うためのFV-OCIの事業モデルの目的により合致しています。しかしながら、規制当局の目的が、流動性があることを銀行に実証させることであれば、銀行は、流動性を実証するために、ポートフォリオが償却原価に適切であることを可能にするような他の方法を検討することが可能でしょう(たとえば、当該投資に関するレボ契約を締結する、または類似の資産をトレーディング・ポートフォリオから売却する、など)。

設例1のすべてのケースにおいて、事業モデル・テストは、報告企業全体よりも分解された

レベルではあるが、個別の資産よりは集約されたレベルであるポートフォリオ・レベルで実施されます。

設例2— 保険契約に対応して保有する金融資産

保険会社が、保険契約負債の支払資金を賄う目的でポートフォリオに金融資産を保有しています。当該保険会社は、金融資産に係る契約上のキャッシュ・フローからの収入を、保険契約負債が期限到来した時に決済するために使用します。保険負債の支払資金を賄うためのキャッシュ・フローの見積りは、常には予測可能ではないため、定期的にポートフォリオのバランスの再調整を行っています。

保険会社の事業モデルの目的は、保険負債の期日到来時に当該負債の支払資金を賄うための契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有すること、および資産ポートフォリオの望ましいプロファイルを維持するために金融資産を売却することの両方です。この場合、保険会社は、保険負債の支払資金を賄うためおよび資産ポートフォリオの望ましいプロファイルを維持するためという2つの目的をもって金融資産を保有しています。このポートフォリオは、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有するという事業モデル・テストを満たさないでしょうが、契約上のキャッシュ・フロー・テストに従うことを条件として、FV-OCIに適格になる可能性が高いでしょう。

PwCの見解：IASBは、ポートフォリオにおける売却が償却原価の事業モデルに整合する場合、ならびに、その売却が契約上のキャッシュ・フローの回収のために金融資産を保有することおよび売却することの双方のための事業モデルをより示す場合のガイダンスを提供するために、本公開草案の中でいくつかの設例を示しています。しかしながら、金融資産がFV-OCI区分かFV-PL区分に適格かの判断を説明する設例はありません。

FV-PL区分は、一般的に「残余」の区分とみなされていますが、次の金融資産がFV-PLに含まれると予想されます。

- トレーディング目的で保有の金融資産
- 資産の売却を通じてキャッシュ・フローを最大化するために公正価値に基づいて管理さ

れている金融資産

- キャッシュ・フローの回収が事業モデルの目的を達成することに不可欠ではない(そうではなく、単にキャッシュ・フローの回収はそれに付随するのみである)金融資産
- SPPIテストを満たさない金融資産

FV-OCIとFV-PLの間の違いは微妙かもしれませんが。特に、本公開草案は、これらの2つの区分の事業活動を描写するのに、「リターンを最大化する」または「キャッシュ・フローを最大化する」のいずれかでそれぞれ言及しているためです。しかし、分類の手がかりは、企業がFV-OCIに適格となるためにキャッシュ・フローを回収し売却するという両方の目的を有しているのか、または、キャッシュ・フローを回収することは付随的なものであり、金融資産の売却を通じてキャッシュ・フローを最大化するというFV-PL区分の下での単純な主目的を有しているのかどうかです。たとえば、企業が、将来のほうがより有利な価格で収益を上げることができると考え、市場の状況に応じて一定期間金融資産を保有している場合、キャッシュ・フローの回収は、付随的になる可能性があります。

契約上のキャッシュ・フロー・テストの 明確化

改変テスト

償却原価またはFV-OCIの区分に適格であるためには、負債性金融商品の契約条件により、元本および利息の支払いのみ(SPPI)を表すキャッシュ・フローが特定の日に生じなければなりません。

IFRS第9号が最終化された後にIASBが受け取ったフィードバックの中で指摘されたもうひとつの適用上の問題は、負債性金融商品の特徴が、貨幣の時間価値および信用リスクを表している(またはSPPIの概念と経済的に整合しており、株式リスクまたは商品リスクなどを表していない)場合であっても、一部の負債性金融商品ではその関係が「完全ではない」(または、本公開草案で定義される「改変された経済的關係」がある)ことです。たとえば、金利改定の頻度(たとえば、1カ月ごと)が金利の期限(たとえば3カ月物LIBOR)と一致しない、または利息にレバレッジがかかっている場合などです。本公開草案は、「完全な」金融商品と比較して変化の度合いの相違が重大といえない場合、当該金融商品は依然としてSPPIである可能性があるとして提案しています。

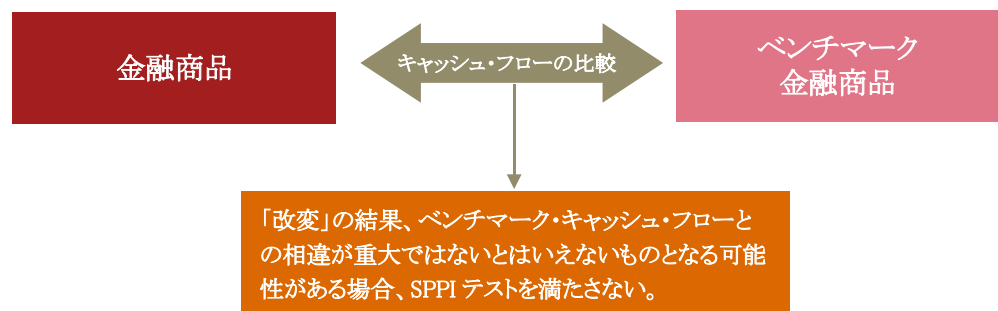
契約上のキャッシュ・フロー・テストの総体的な原則は変更されていないものの、本公開草案は、金融資産のキャッシュ・フローが依然としてSPPIであるかどうかを評価する際に「改変された経済的關係」の影響を考慮するよう企業に求める新しい要求事項を提案しています。このテストの可否を評価

するために、本公開草案は、企業が、評価の対象とする金融資産を「完全な」(本公開草案では「ベンチマーク」)金融商品と比較することを提案しています。ベンチマーク金融商品のキャッシュ・フローと、評価の対象とする金融商品のキャッシュ・フローの相違が重大でないといえない場合、契約上のキャッシュ・フローはSPPIとみなされず、当該金融商品はFV-PLで測定されなければなりません。

SPPI改変テストを実施する際にはいくつかの要素を考慮する必要があります。

- 適切な比較可能な「ベンチマーク」金融商品は、信用度が同じで、評価対象である改変点以外は同じ契約条件(例:同じ金利改定期間)を有している。
- ベンチマーク金融商品は、実際の金融資産または仮想的な金融資産(すなわち、市場に存在する必要がない、または市場における一般的な商品に基づいていない)でもよい。
- 企業が、契約上のキャッシュ・フローについて、ベンチマーク・キャッシュ・フローとの相違が重大でないとはいえないものとなる可能性はないと結論付けることができない場合、この金融商品は、FV-PLで計上されなければならない。
- 金融商品のキャッシュ・フローについて、ベンチマーク・キャッシュ・フローとの相違が重大でないとはいえないものとなる可能性があるかどうか、分析をほとんどまたは全くしなくても、明らかである場合には、詳細な評価を行う必要はない。

図 3 - SPPI「改変」テスト



PwCの見解: これらの変更の影響は、負債性金融商品に対する投資を適切に分類および測定するために、当初認識時に評価されます。たとえば、毎年一度金利が10年物金利に改定されるコンスタント・マチュリティ・スワップの改定の特徴を有する、10年で満期を迎える負債性金融商品に対する投資について考えてみます。この金利は、当初の満期に基づいた金融商品にリンクします(が、残余期間に関しては連動しません)。

このテストを行う際、企業は当該債券のキャッシュ・フローを毎年1年物金利に改定される債券のキャッシュ・フローと比較することになります。企業は、2つの債券のキャッシュ・フローの相違が重大ではないといえない可能性があるかどうかを検討しなければなりません。この比較をする場合、企業は、多数の異なる金利のシナリオ、ならびに1年物金利および10年物金利の関係が金融商品の存続期間にわたってどのように変化するかを考慮しなければなりません。ただし、可能性のあるすべてのシナリオではなく、合理的に考え得るシナリオのみを考慮する必要があります。合理的に考え得るあらゆるシナリオにおいて、そのキャッシュ・フローとベンチマーク・キャッシュ・フロー(すなわち、1年レートに基づくもの)の相違が重大ではないといえない場合、当該債券はSPPIテストを満たさず、償却原価またはFV-OCIで測定することはできません。

金利改定の特徴が貸手の選択ではなく中央の当局によって規制される一部の規制された環境でのコンスタント・マチュリティ債券に対するSPPIテストについて懸念が示されました。IASBは、公開草案へのコメント期間中およびその後、当EDで提案しているSPPIテストに対する明確化が、規制された環境における利率に関しての懸念に適切に対処するものとなるかどうかについて、フィードバックを収集すると述べています。

EDからの設例—変動金利の改定

借手が金利改定日ごとにローンの市場金利を選択することを認めている変動金利のローンがあります。たとえば、金利改定日ごとに、借手は、3か月ごとに改定される1か月物金利を支払うことを選択できます。借手は、ベンチマーク金融商品のキャッシュ・フローと比較して金融商品のキャッシュ・フローに重要でないといえない差異があるかどうかを決定し、引き続きSPPIテストを満たしているかを判定するために、金利の改定の特徴以外のすべての点について、同一の金融商品に係る契約上のキャッシュ・フローを評価しなければなりません。

PwCの見解: このテストの対象になっている金融商品の範囲は、金利改定の特徴またはレバレッジに限定されるとPwCは見込んでいます(すなわち、期限前償還もしくは期限延長オプションまたはキャップ(上限)が付されている金利を適用範囲に含めることは意図されていないと見込んでいます)。加えて、SPPI変更テストの導入で、一部のレバレッジが容認されることとなります。従前は、レバレッジは認められていませんでした。しかし、10年物のコンスタント・マチュリティ債券の例でみられるように、特定の金融商品は引き続きSPPIテストを満たさない可能性があります。

現在、テストの適用について不明確なひとつの分野は、どの「キャッシュ・フロー」を含めなければならないかです。たとえば、適用にあたり利息に関連するキャッシュ・フローのみか、それとも元本のキャッシュ・フローも含むのか? 元本と利息の両方を含む場合には、元本のキャッシュ・フローは、対象金融商品がSPPIを満たすかどうかを評価する際に利息に関連するキャッシュ・フローの影響を小さく見せる可能性があります。しかしながら当EDは、将来のキャッシュ・フローに影響を与える可能性のある「変数」に注意を向けており、したがって、変動する可能性のあるキャッシュ・フローのみを考慮すると考えられます。

新しいSPPI変更テストにより現在よりも多くの金融商品がSPPIテストを満たすはずである、というのがPwCの理解です(すなわち、当テストは「適正(right)」な金融商品を捉えており、従前はSPPIテストにおいて問題をはらむ特徴を有したと思われる一部の金融商品にとっては助

けになります)。さらに、この新しい改変テストは、SPPIテストを満たさないような特徴を区分処理できないことに対する懸念を和らげることになります。これは、本公開草案では、金融商品がそのような特徴が原因でSPPIテストを満たさないということにはならないかもしれないからです。(従前は、それらの特徴のために金融商品全体がSPPIを満たさないことから、FV-PLで計上されていました)。

契約上リンクしている商品

もう一つの明確化が契約上のキャッシュ・フロー・テストに対して求められていました。それは、投資者に保有されているトランシェが、資産の原プールに生じた期限前償還を条件として期限前償還可能となる場合に契約上リンクしている商品はSPPIを満たすことができるかどうかに関するものです。

契約上リンクされた商品についてのSPPIテストを明確化する決定の中で、IASBは、次の特徴がストラクチャーの中に存在している場合であってもトランシェはSPPIを満たす可能性があることを明確にしました(IFRS第9号で現在定義されているトランシェに関する3つの主な条件が全体として満たされていると仮定します)。

- 当該トランシェが、原プールに生じた期限前償還を条件として期限前償還可能となる場合。原プールについてSPPIが満たされなければならないので、定義上、原資産プールの期限前償還リスクは、SPPIと整合的でなければならない。
- 原プールの中の金融資産が、償却原価での測定に適合要件を満たさない資産で担保されている場合であっても、当該担保を無視しなければならない。ただし、当該金融商品の取得が当該担保に対する支配を意図していた場合は除く。

IFRS第9号のその他の分野の派生的な変更

分類変更、公正価値オプション、ならびに表示および開示に、いくつかの負債性金融商品をFV-OCIで測定する第3の区分を提案する修正案の結果として派生した修正があります。

- **分類変更** — IFRS第9号はすでに、企業の事業モデルが変更される稀なケースにおける分類変更を要求しています。さらにIASBは、FV-OCI区分と償却原価およびFV-PL区分の

間の分類変更を含める修正案を提案しています。当EDには、区分間の分類変更を行う際の明確なガイダンスが含まれています。しかしながら、依然として、事業モデルの変更は稀であり、そのような変更は企業の営業にとって重要でなければならず、また外部の当事者に対して実証できるものであろうというIFRS第9号の原則は存続しています。分類変更は引き続き、IFRS第9号の下での事業モデルの変更後の報告期間の期首時点において将来に向けて反映されなければなりません。

PwCの見解: 分類変更のタイミング(次の報告期間の期首時点より将来に向けて)は、分類変更が行われた報告期間の期末時点で当該変更を反映させるよう提案しているFASBのモデルと相違する点です。IASBは、変更が行われた報告期間の期末時点で当該変更を反映させると、企業が損益を操作する手段として分類変更を利用する可能性があるという懸念があるという理由で、次の報告期間の期首時点で会計上の変更を反映させることを選好しています。

- **公正価値オプション** — IFRS第9号における現行の公正価値オプションと同様に、FV-PLで測定するものとしてこれらの金融商品を指定することが会計上のミスマッチを除去または大幅に低減する場合、公正価値オプション条項はFV-OCIに適切な金融商品にも同様に適用範囲が拡大されます。
- **表示および開示** — FV-OCI区分を導入した結果として、追加の開示が提案されています。たとえば、分類変更に関連する追加の開示、FV-OCIに適切な資産の減損累計額に関連する開示、および最終基準への移行措置に関連して改定された開示が、当EDの中で提案されています。

改訂された経過措置ガイダンス

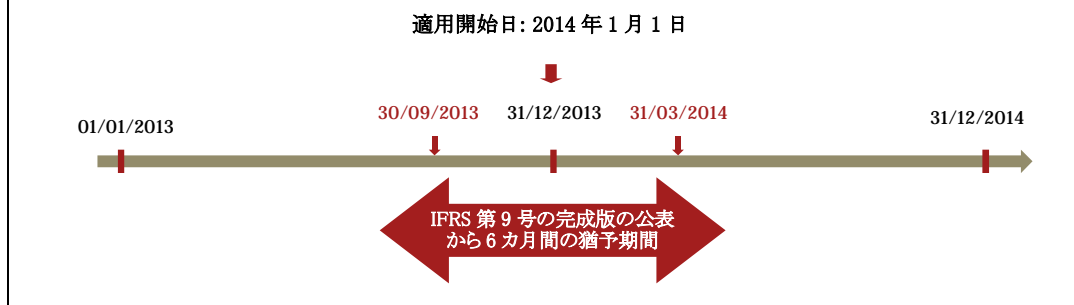
IFRS第9号を段階的に適用できることの廃止

IFRS第9号は、企業が当基準を早期適用することを認めています。しかし、限定的修正プロジェクトにおいて導入された変更の一部として、IASBがIAS第39号の置き換えプロジェクトのすべてのフェーズを完了した時点で、企業が過去の版のIFRS

第9号を早期適用することの禁止を提案しています(ただし、当EDは、IFRS第9号の完成版の公表後6カ月の期間は過去の版の適用を認めています)。当基準の完成版には、これらの分類および測定に関する修正、減損およびヘッジ会計(マク

ロ・ヘッジを除く)が含まれています。IFRS第9号は、適用開始日における判定に基づく遡及適用を要求しています。IASBのIFRS第9号に対する対象を絞った修正には、すでに早期適用している企業を対象にした経過措置案が含まれています。

設例: IFRS第9号の完成版(すべてのフェーズを含むもの)が、2013年9月30日に公表されると仮定します。IFRS第9号の過去公表されたいずれもフェーズも適用していない12月決算の企業が、2014年1月1日の適用を検討しています。この企業は、EU内で上場していないとすると、2014年3月31日までは(現在、IFRS第9号で認められている)IFRS第9号の現行フェーズを早期適用するというオプションを有しています。その日以降は、この企業は改訂されたIFRS第9号の完成版を早期適用できるのみであり、IFRS第9号の過去の版を使用することはできません。これに対する唯一の例外は、次に説明されるように、金融負債の自己の信用に関する規定です。



「自己の信用」に関する規定の早期適用

経過措置の適用指針におけるその他の主な変更点は、IFRS第9号の他の部分を早期適用せずに、金融負債に係る「自己の信用」の規定を早期適用することを企業に認めていることです。この規定は、公正価値オプションで指定された金融負債について、企業の自己の信用リスクに起因する公正価値の変動をその他の包括利益(OCI)に含めることを要求しています。

「自己の信用」の変動をOCIに含めるガイダンスは、IFRS第9号(2010年版)における金融負債の分類および測定モデルに対するIAS第39号からの主要な変更点のひとつでした。企業や財務諸表の利用者からは損益における自己の信用リスクに起因する変動に関する懸念が示されてきました。これは、特に利得を実現する意図がない場合において、企業のリスクがさらに高まった環境で自己の信用リスクの変動に起因する利得を反映させるという反直感的な結果を生じると彼らが感じたためです。

この懸念は現在の市場環境下でも依然として存在していることを考慮して、財務諸表の利用者および作成者は、より広範なIFRS第9号プロジェクトと切り離して「自己の信用」の要求事項を前倒しすることを要望しました。これは最終基準が公表されるまでに数年かかる(また、EUでの承認にはさらに時間がかかる)可能性があるためです。このように、IASBは、企業が上述の他の要求事項と切り離してIFRS第9号の「自己の信用」の規定のみを単独で早期適用できることを提案しています。この「救済措置」がIASBにより認められたとしても、EUが「自己の信用」の規定のみを単独で承認するかどうかは不明です。

早期適用について、現行の経過措置における要求事項と提案されている経過措置案とを比較する下記の図を参照してください。

図 4 - IFRS第9号について当EDで提案されている経過措置の概要

経過措置 - 早期適用の選択

現行基準

分類および測定:金融資産

または

すべての分類および測定:金融資産および金融負債(自己の信用を含む)

または

すべての分類および測定
ならびに
一般的なヘッジ会計

当基準案

自己の信用の要求事項

または

すべての分類および測定
ならびに
減損
および
一般的なヘッジ会計

PwCの見解: 当EDは、新しい経過措置の提案についていくつかの質問をしています。当提案は、新基準の適用および過去の版の廃止について「ビッグ・バン」(大幅な変更)アプローチを提案することにより、その時々IFRS第9号の複数の版が適用可能なことによる影響を最小限に抑えようとしています。これは、他のフェーズを適用せずにあるフェーズを適用することの困難を無くすこととなります。新しい変更は、すでに既存のIFRS第9号を適用しているか、または適用準備を進めている企業にとっては負担になるかもしれませんが、IASBは、移行を順調に進めるためのガイダンスも提案しています。

新しい提案は、IASBが受け取った「自己の信用」の要求事項を前倒するというフィードバックにも対処しており、最終版が公表された時にはそのすべてを企業に完全適用させることにより、財務諸表の比較可能性をさらに促進させることを意図しています。

次のステップ

当EDに関するコメントは、2013年3月28日が期限となっています。すべての関係者、とくに当公開草案により最も大きな影響を受ける銀行および保険業界の企業は、IASBにフィードバックを提出することが奨励されます。現在、最終基準を2013年末に公表し、2015年1月1日を発効日とすることを目指しています。しかし、さらに後にずれ込む可能性もあります。

PwCの見解: IASBは、過去に、2015年期首からIFRS第9号を適用しなければならないと決定しました。特に、企業がIFRS第9号の改訂版を適用する前に、IFRS第9号のすべてのフェーズが完成しなければならないというEDの提案内容を考慮すると、IFRS第9号に対するIASBの修正案を最終化するタイミングがさらに遅れることになるかどうかは現時点では不明です(たとえば、減損については、2013年第1四半期に再公開草案が公表される予定です)。IASBは、IFRS第9号の残りのフェーズを完成させた時点で完成版の基準を発効させるまでに要する期間について、フィードバックを求め、発効日を変更する必要があるか否かを決定する予定であると、PwCは理解しています。

さらに、EUはまだIFRS第9号を承認しておらず、これによりEU内のIFRSによる報告企業が当基準を早期適用することはできません。EUは、マクロ・ヘッジを除く金融商品全体に関するガイダンスが最終基準化された時点で承認の決定を行うと述べています。

当EDで提案されている基準案についての質問がある場合または詳細な情報が必要な場合は、各地域のPwCの担当者にお問い合わせください。

付録

現行のIFRS第9号と当EDで提案されている限定的な修正案を合わせたもの(IFRS第9号 + ED)と、FASBの改訂アプローチとの比較

説明	IFRS第9号 + ED	FASBの改訂アプローチ
当初認識時の測定	<ul style="list-style-type: none">すべての金融商品を公正価値で当初認識する。取引価額と公正価値とに差異がある場合、当初認識時に利得または損失を認識しない。ただし、観察可能な市場価額または観察可能な市場データを使用した評価技法に基づいている場合には認識する。	<ul style="list-style-type: none">事後測定が償却原価またはその他の包括利益を通じて公正価値で測定される場合、取引価格で当初認識する。<ul style="list-style-type: none">いずれかの対価が他の要素に関連する場合、そうした要素を別個に認識する。事後測定が純利益を通じて公正価値の場合、公正価値で当初認識する。<ul style="list-style-type: none">投資企業には取引価格を使用する例外規定あり。
金融資産		
負債性金融商品に対する投資		
分類および測定に関する区分	3つの区分 ¹ <ul style="list-style-type: none">償却原価その他の包括利益を通じた公正価値純損益を通じた公正価値	3つの区分 <ul style="list-style-type: none">償却原価その他の包括利益を通じた公正価値純利益を通じた公正価値
分類の基礎	<ul style="list-style-type: none">事業モデル契約上のキャッシュ・フロー・テスト、すなわち、元本および利息の支払のみで構成されるキャッシュ・フロー	IFRS第9号+EDと同じ
償却原価に適切となる可能性の高い商品	投資目的で保有する貸出金、負債性証券の一部、売掛金の大半、パス・スルー型資産担保証券のシニア・トランシェ	投資目的で保有する貸出金、負債性証券の一部、売掛金の大半、フロー・スルー型単一トランシェ証券化ストラクチャー
区分間での分類変更	<ul style="list-style-type: none">事業モデルの変更時(ハードルが高い)変更は次の報告期間の期首に反映	<ul style="list-style-type: none">事業モデルの変更時(ハードルが高い)変更は報告期間の末日に反映

¹ IFRS第9号は、負債性金融商品に対する投資について2つの区分しか有していない(償却原価および純損益を通じた公正価値で測定)。IFRS第9号に対する限定的な修正案の中で、IASBは、第3の区分(その他の包括利益を通じた公正価値測定)を追加した。

説明	IFRS第9号 + ED	FASBの改訂アプローチ
償却原価区分の資産を事後に売却目的保有とする決定	<ul style="list-style-type: none"> 特定の要求事項はない 	<ul style="list-style-type: none"> 帳簿価格を下回る公正価値の下落を減損処理する 貸借対照表上では他の償却原価区分の資産と区別して表示する。
副次的な測定属性の表示	<ul style="list-style-type: none"> 特定の要求事項はない 	<ul style="list-style-type: none"> 償却原価区分に分類される資産(負債性金融商品への投資)について、貸借対照表上において公正価値をかつ書きで表示する
ローン・コミットメント	<ul style="list-style-type: none"> 貸出が実行された直後に売却する過去の慣行がある場合、純利益を通じた公正価値 それ以外 <ul style="list-style-type: none"> 貸出の実行可能性が高い(probable)場合、手数料は繰延べられ、実効金利の修正として認識される 貸出の実行可能性が高くない場合、手数料はコミットメントの期間にわたって費用化される 	<ul style="list-style-type: none"> 実行された貸出が売却目的となる場合、純利益を通じて公正価値 それ以外 <ul style="list-style-type: none"> 貸出の実行可能性がほとんどないとはいえない(more than remote)場合、手数料は繰延べられ、実効金利の修正(金利収益)として認識される 貸出の実行可能性がほとんどない(remote)場合、手数料はコミットメントの期間にわたり費用化される
リース債権	分類および測定アプローチの対象ではない(新たな減損モデルの対象となる予定で、引き続き既存の認識の中止モデルの対象である)	IFRS第9号+EDと同じ
資本性金融商品に対する投資		
原則的な測定(持分法適用でも支配持分でもない場合)	<ul style="list-style-type: none"> 純利益を通じた公正価値測定 	<ul style="list-style-type: none"> 純利益を通じた公正価値測定
純利益を通じた公正価値という原則に対する例外	<ul style="list-style-type: none"> 売買目的保有でない資本性金融商品への投資について、金融商品ごとに、その他の包括利益を通じた公正価値という取消不能な選択(リサイクリングおよび減損なし)あり 相場価格のない資本性金融商品への投資には実務上の簡便法あり 	<ul style="list-style-type: none"> 市場性のない資本性金融商品について実務上の例外規定の適用を選択可能 一定の投資について特定の例外規定が定められている
重要な影響	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、持分法会計(IAS第28号) ベンチャー・キャピタル企業や特定のファンドは持分法の適用をせずに純利益を通じて公正価値測定を選択可能 IFRS第5号の売却目的保有の資産の定義を満たす場合、帳簿価額と売却費用控除後の 	<ul style="list-style-type: none"> 売却目的保有以外は、持分法会計 売却目的保有の場合は、純利益を通じて公正価値

説明	IFRS第9号 + ED	FASBの改訂アプローチ
	公正価値のいずれか低い額で計上	
資本性商品が主契約の複合契約(デリバティブが組み込まれている)	組込みデリバティブを区分処理しない	IFRS第9号+EDと同じ
デリバティブ資産および負債	純損益を通じて公正価値(キャッシュ・フロー・ヘッジまたは在外営業活動体に対する純投資ヘッジにおけるヘッジ手段の場合を除く)	純利益を通じて公正価値(キャッシュ・フロー・ヘッジまたは在外営業活動体に対する純投資ヘッジにおけるヘッジ手段の場合を除く)
公正価値オプション	測定または認識の不整合(会計上のミスマッチ)を除去または大幅に低減する場合、取消不能な公正価値オプションを選択可能	当初認識時に資産について純利益を通じた公正価値で測定とする黙示的な選択あり
金融負債		
負債		
分類および測定に関する区分	次の2つの区分 <ul style="list-style-type: none"> 償却原価 純損益を通じた公正価値 	次の2つの区分 <ul style="list-style-type: none"> 償却原価 純利益を通じた公正価値
分類の基礎	売買目的の場合は純損益を通じた公正価値、そうでなければ非売買目的として償却原価	原則、償却原価、ただし(1)事業戦略が公正価値で取引または(2)空売りの場合を除く
負債が主契約の混合契約(金融商品全体が純損益を通じて公正価値で測定されるのではない場合)	<ul style="list-style-type: none"> 主契約と組込デリバティブを区分処理する(組込デリバティブが主契約に密接に関連していない場合) 主契約は償却原価 混合契約全体を純利益を通じた公正価値に選択可能 	<ul style="list-style-type: none"> 主契約と組込デリバティブを区分処理する(組込デリバティブが明らかに密接に関連していない場合) 主契約は償却原価 混合契約全体を純利益を通じた公正価値に選択可能
「自己の信用リスク」に起因する公正価値の変動	<ul style="list-style-type: none"> 公正価値オプションを選択する場合にのみ、その他の包括利益に認識する場合がある 負債の決済時に純損益にリサイクルしない 	<ul style="list-style-type: none"> 公正価値オプションを選択する場合にのみ、その他の包括利益に認識する場合がある 負債を決済する場合、累積された信用リスクに起因する公正価値の変動をその他の包括利益から純利益にリサイクルする
特定の資産によってのみ決済されるノンリコース負債	資産および負債のそれぞれのガイダンスに従う。認識または測定のみスマッチがある場合、公正価値オプションの選択が可能	対象となる資産と整合的に測定する

説明	IFRS第9号 + ED	FASBの改訂アプローチ
公正価値オプション	<p>以下の場合に取消不能な公正価値オプションを選択可能</p> <ul style="list-style-type: none"> 負債が主契約で区分処理が必要となる組込デリバティブを含む混合契約(一定の要件を満たすことを条件とする) 金融負債のグループまたは金融資産と金融負債のグループで、公正価値ベースで管理され業績評価されている場合 測定または認識の不整合(会計上のミスマッチ)を除去または大幅に低減する場合 	<p>以下の場合に取消不能な公正価値オプションを選択可能</p> <ul style="list-style-type: none"> 負債が主契約で区分処理が必要となる組込デリバティブを含む混合契約(一定の要件を満たすことを条件とする) 金融資産と金融負債のグループが、(1)純額ベースで管理され、かつ、(2)経営幹部に対してそのベースで情報が提供されている場合
非金融商品が主契約の複合契約	引き続き既存のガイダンスを適用し、主契約に明らかに密接に関連しているかを評価する	引き続き既存のガイダンスを適用し、主契約に明らかに密接に関連しているかを評価する

Practical guides to IFRS address current financial reporting issues and are prepared by PwC's global accounting services team. They are for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors. To access additional content on financial reporting issues, register for PwC inform (www.pwcinform.com), PwC's online resource for finance professionals.

© 2013 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.